

図書館
情報基盤センター
先端科学研究所

1. 図書館

1. 1 開館・閉館の日時

開館する日は、原則として、毎日午前9時より開館し、午後8時に閉館する。ただし、春・夏・冬期休業中などは平日の時間が変わり、又、土曜日（毎月第1・3・5週）は午前9時より午後1時までとする。

次の日は閉館とする。

- ① 日曜日
- ② 国の定める祝日及びその振替日（授業を実施する日は除く）
- ③ 春期休業期間の一定期間
- ④ 夏期休業期間の一定期間
- ⑤ 冬期休業期間の一定期間
- ⑥ 毎月の第2・第4土曜日

臨時に変更のある場合は、掲示やホームページなどで予告する。

1. 2 館内閲覧

図書・資料の閲覧は所定の場所で行い、無断で館外へ持ち出してはいけない。

1. 3 館外貸出

- ① 図書・資料の貸出は、学生証で行う。
- ② 次の図書・資料は、館外への貸出はできない。
 - (1) 禁帶出の図書・資料
 - (2) 新聞
 - (3) 雑誌
 - (4) その他、特に指定した図書・資料
- ③ 貸出できる図書・資料の冊数及び期間は次のとおりとする。

① 本学園の学部1～3年生	貸出冊数	和・洋書	計5冊以内
	貸出期間	和書	2週間
		洋書	30日間
② 本学園の学部4年生	貸出冊数	和・洋書	計7冊以内
	貸出期間	和・洋書	30日間
③ 本学園の大学院生	貸出冊数	和・洋書	計10冊以内
	貸出期間	和・洋書	30日間
- ④ 長期休業中の貸出については、その都度掲示する。
- ⑤ 図書・資料の貸出を受ける学生は、当該図書・資料に学生証を添えて係員に提示しなければならない。
- ⑥ 貸出を受けた図書・資料は、本人が保管し、他に転貸してはいけない。
- ⑦ 貸出を受けた図書・資料の期間更新は、延滞図書がなく、他に予約がないとき限り、1回だけ、当該図書・資料の貸出期間中に係員に提示した上で認められる。
- ⑧ 館外貸出利用者は、次のいずれかに該当する場合には、貸出中の図書・資料を直ちに返却しなければならない。
 - (1) 本学園の学生としての資格を失ったとき。
 - (2) 休学したとき。
 - (3) 3ヶ月以上欠席するとき。
 - (4) 館務上の理由により、返却を求められたとき。
- ⑨ 図書・資料を紛失したときは、直ちに「図書紛失届」を提出しなければならない。

1. 4 コピーサービス

- ① 館内の図書・資料は、著作権法第31条に定められる範囲内で複写することができる。その範囲は次のとおりである。
- (1) 公表された著作物の一部分（半分を超えない程度）であること。
 - (2) 定期刊行物に掲載された各論文その他の記事についてはその全部であるが、刊行後相当の期間（次号の刊行まで、あるいは刊行後3ヶ月）を経たものに限ること。
 - (3) コピー部数は一人につき一部であること。
 - (4) 調査研究のためであること。
 - (5) 有償・無償を問わず、再複写や頒布をしないこと。
- ② 複写を行う際には、所定の申込書に必要事項を記入し、係員に提出しなければならない。

1. 5 館内規律

入館者は次の事項を守らなければならない。守らないものは退館を命ずることがある。

- (1) 静粛にすること。
- (2) 図書・資料は丁寧に取扱い、切取り、書き込み、汚損などをしないこと。
- (3) 座席の独占、携帯電話での通話等、他の入館者の迷惑になる行為をしないこと。
- (4) 館内では喫煙をしないこと。
- (5) 集会、掲示物・物品などの配布、ものを食べる等の行為をしないこと。
- (6) その他、係員の指示に従うこと。

1. 6 弁償

図書・資料を汚損、紛失したものは、同一の図書・資料または相当金額を弁償しなければならない。

1. 7 罰則

貸出を受けた図書・資料を定められた期間内に返却しない学生、及び返却を求められた後も返却しない学生に対しては、当該図書・資料を返却するまでの期間、新たな貸出を行わない。

2. 情報基盤センター

情報基盤センター（23号館）は、教育・研究のための共同利用を目的とした施設です。情報基盤センターの窓口では、学内ネットワークや各種技術相談等を受け付けています。窓口取扱い時間は、祝日および休日を除く月曜日～金曜日の9時から17時までです。

2. 1 情報基盤センター管理の教室やその他設備・機器の利用について

以下の教室は、情報基盤センターが管理しています。

情報基盤センター実習室（23号館）	2312／2321／2322
CAD室（6号館）	633
PC LL教室（30号館）	3036／3038
情報システム学科棟実習室（22号館）	2223／2224／2231

各教室の利用可能時間は、祝日および休日を除く月曜日～金曜日の9時から17時までです。なお、教室で講義が行われている時は一切利用できません。

情報基盤センター管理の教室やその他教室のネットワーク設備・機器を利用するにあたり、次の利用マナーを厳守してください。

ネットワーク利用については、情報基盤センターが行う適正利用のための指導やルールを厳守して下さい。

- ① 機器を大切に扱ってください。
- ② プリント出力は必要最低限にとどめてください。なお、上記教室では、卒業論文および発表資料、部活動、学生プロジェクト、学園祭等の印刷はできません。また、パワーポイント資料の印刷は控えてください。
- ③ コンピュータ資源、ネットワーク資源を不当に占有又は浪費しないでください。
- ④ コンピュータにインストールされているOS及びアプリケーションの設定変更や、無断でのソフトウェアインストールは行わないでください。
- ⑤ ハードディスクにインストールされているソフトウェアを複写しないでください。
- ⑥ コンピュータウイルス等のシステム障害や破壊を及ぼすようなプログラムや、他人のプライバシーを検索・盗用するようなプログラムは、例え研究のためであっても一切使用を認めません。
- ⑦ 個人のIDを第三者に使用および譲渡しないでください。
- ⑧ パスワードを紛失・盗用された場合は、不正使用される恐れがあるので、パスワードの管理には十分注意してください。また、パスワードを紛失・盗用された場合には速やかに、30号館事務局窓口または情報基盤センターに届出を行ってください。
- ⑨ 学内ネットワークからインターネットを利用する場合は、営利目的の利用や他人もしくは大学に被害を及ぼすような行為は決して行わないでください。
- ⑩ 利用者は自らの責任でファイルのバックアップを行い、ファイルの破壊・損失等の保護を行ってください。如何なる理由によっても、本学はその一切の責任を負いません。
- ⑪ 実習室への飲食物持ち込みは禁止します。学内での飲食や喫煙は、定められた場所で行ってください。

これらの注意事項、埼玉工業大学ネットワーク利用規程ならびに各規程、担当教員及び職員の指示に従わない場合は、利用資格を剥奪し、実習室への入室、学内PCの利用及びネットワーク利用を禁止いたします。

その他情報基盤センター利用の詳細については、下記ホームページをご覧ください。

情報基盤センターURL <http://center.sit.ac.jp>

3. 先端科学研究所

先端科学研究所は、埼玉工業大学の高度な研究活動の推進と若手研究者の育成および地域や国際社会への貢献のために、平成 11 年度に設立されました。設立と共に、文部科学省の私立大学学術研究高度化推進事業「ハイテク・リサーチ・センター整備事業」に採択され、高度な研究を推進できる研究設備が整い、①高信頼性環境制御知能システム、②超機能先端材料の創製、③先端的計算システムの三つの研究プロジェクトが 5 年間に亘って行われ、多くの研究成果を得て終了しました。この研究の中から、新しい研究が芽生え、それをベースに「環境に調和する新機能・高信頼性材料の創製」を再び申請し、新たなハイテク・リサーチ・センター・プロジェクト（平成 16 年度から 5 ヶ年間）が実施されました。

また、平成 19 年度には、オープン・リサーチ・センター・プロジェクト「循環型社会を支持する環境・エネルギーのイノベーション創出に関する研究」が認可されました。このプロジェクトでは、破壊された環境の保全、修復、改善、浄化等に関する要素技術及びエネルギー危機に対応する新エネルギーと省エネルギー技術を開発する立場から、主に環境とエネルギー関連の「基礎研究」、「応用研究」、さらにイノベーション開発にチャレンジできる「若手研究者の育成」に重点をおいて、循環型社会を支援する研究を実施しました。このプロジェクトの一環として、平成 20 年 8 月と平成 24 年 8 月には、先端科学研究所主催の、「環境にかかわる経済と技術に関する国際会議」（ISEET-2008・ISEET-2012）が開催されています。

また、平成 23 年度からは私立大学戦略的研究基盤形成支援事業として「機能的ナノ材料による新規な表面・バイオセンシング技術の創出」が認可され、21 世紀に期待されるバイオ分野とセンシング分野の融合を取り入れた独創的研究が取り組まれています。

以上のように、先端科学研究所は、プロジェクト研究や国際会議、また様々なテーマの研究会を企画し、実施するほか、ハイテク・リサーチ・センター棟（29 号館）の実験設備を学内外に公開し、大学院の研究や地元企業及び研究機関の研究をサポートしています。

研究所には、（1）ハイテク・リサーチ・センター、（2）臨床心理センター、（3）国際交流研究センター、（4）科学と仏教思想研究センター、（5）産学官交流センター、（6）ものづくり研究センターが設置されています。

この他、地元企業を会員とする「協力会」という組織があり情報交換や講演会の開催、共同研究・受託研究の受け入れなど積極的に産学連携を推進しています。